

山梨大学教育学部附属教育実践総合センター施設・設備利用委員会内規

制定 平成28年5月11日

(趣旨)

第1条 この内規は、山梨大学教育学部附属教育実践総合センター（以下「教育実践総合センター」という。）利用規程第2条の規定に基づく施設・設備利用委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、各施設・設備の管理・運営を行い、利用に関する事項を教育実践総合センター運営委員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、教育実践総合センター教員及び教育学部教員の若干名の委員をもって組織し、教育実践総合センター長が委員を委嘱する。

2 前項の委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選による。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 運営の細目は、委員会が定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育実践総合センターで処理する。

(雑則)

第7条 この内規を改正しようとするときは、教育実践総合センター運営委員会の議を経なければならない。

附 則

1 この要項は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 この内規施行の際、現に委員である者の任期は、従前の任期を引き継ぐものとする。

3 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター施設・設備利用委員会内規（平成16年4月1日制定）は、廃止する。